

袋井市都市計画審議会

会議録

情報公開用

開催日 平成 22 年 11 月 26 日 (金)

場 所 袋井市役所 庁議室

【午前1時30分：開会】

○ **事務局**

本日は、お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。
ただ今から、袋井市都市計画審議会を開会させていただきます。

本日は、委員15名中、12名のご出席をいただいておりますので、都市計画審議会条例第7条第2項の規定による定足数を満たしております。

本日の審議会は、事前に配付させていただきました資料に基づきまして、ご説明をさせていただきます。

なお、私は、司会進行を務めさせていただきます、都市計画課計画係の本多と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、次第の2番 市民憲章唱和をお願いします。

(市民憲章唱和)

それでは、審議会の開催にあたりまして、原田市長からご挨拶を申し上げます。

○ **市長挨拶**

○ **事務局**

次に、原田会長からご挨拶をお願いいたします。

○ **会長挨拶**

○ **事務局**

ありがとうございました。

ここで、市長は公務のため、退席させていただきますので、よろしくお願いいたします。申し上げます。

それでは、次第に従いまして、会長に議事の進行をお願いいたします。

○ **会長**

それでは、ただ今から、審議会を進めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、袋井市都市計画審議会運営規定第5条第1項の規定にあります、会議

録署名人でございますが、議長及び議長が指名した委員1名が、署名をすることとなっておりますので、私から指名させていただきます。

署名人は、新海智美 委員にお願いいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〈異議なし〉の声

○ 会長

ご異議がないようですので、会議録署名人は、新海智美 委員にお願いいたします。

それでは、これより審議に入ります。

今回の審議事項につきましては、配布された資料のとおり、報告事項2件となっております。

はじめに、「報告事項 第1号 中遠広域都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（最終案）について」を議題とします。

事務局から説明をお願いいたします。

○ 事務局

（説明）

○ 会長

ただいま、「報告事項 第1号 中遠広域都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（最終案）について」事務局から説明がございました。

ご質問・ご意見等がございましたら、お願いいたします。

○ ■■委員

修正の概要について、2点ほど確認をしたいと思います。対照表の5頁「区分の決定の有無」において、人口の数値が出され、市街化区域が高いとはいえないとしていますが、これは、県が市に対して、市街地の拡大についての方針を明確に示すために入れたのか、それとも、単なる記述の問題として追加したのか、このあたりの考え方について、教えていただきたいと思います。

次に、20頁の緑地の確保量について、数値の訂正がなされ、農業振興地域農用地の一部や保安林等が抜けていたといいますが、これは、単なる集計などによる誤りだったのか、それとも、当初、意図的に一部の緑地を対象から抜いたのか。また、対象から外れていた緑地は、どこなのかを教えて欲しいと思いま

す。

○ 事務局

最初に、区域区分の決定の有無の定量的検討について「定性的検討」の文言は、当初から入っておりましたが、「定量的検討」についての内容が、単に含まれていなかったことから、検討した内容として、具体的な人口の数値を追加したものであると県から伺っております。

緑地の確保量については、前回の都市計画審議会において、数値が未確定の部分がある旨をご報告させていただいたところでございますが、一部、緑地面積として入っていなかったところがございますので、誤りを含めて訂正させていただいておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○ ■■委員

区域区分の決定の有無において、市街化圧力が高いとはいえないとし、明確に数値を示されたことは、市に対する示唆に富んだ内容であると思われませんが、そのような受け止め方でよいのか。それから、緑地の確保量について、誤りだったといいますが、これをみますと、大きな違いがあり、単なる誤りと受取りにくいところがあります。

○ 事務局

まず、1点目の区域区分の決定の有無については、定量的検討において、人口規模が示され、市街化圧力が高くないと示されており、市としましても、線引きの必要はないと考えています。ただし、人口は変化していくものであり、今後、十分に考慮していくことは重要でありますので、修正をする必要が生じましたら、その都度、判断したうえで県に申し出をしてまいりたいと考えております。

2点目の、緑地の確保量の関係でございますが、事務局から説明をしましてとおおり、再調査において、浅羽地域の農用地面積が抜けていたということでございます。それから、新たに、保安林や自然公園、河川区域を新たに緑地として扱うため追加しました。こうしたものを1,614ヘクタールほど加えたことにより、緑地面積が増えたと同っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○ ■■委員

公園緑地等の整備目標及び配置の方針において、公園緑地等の種別のなかに、「緑地等」があります。これを「緑地」とする場合と「緑地等」とする場合は、数値に変動はあるのか。「緑地等」の等は、どのようなもの対象としているのかを教えてくださいたいと思います。

○ 事務局

現在、お調べしておりますので、後ほど、報告させていただきます。

○ 会長

ほかにございませんか

○ ■■委員

今回の報告事項に関する内容ではありませんが、前回の都市計画審議会に出された、現在の区域マスタープランと策定中の案の比較表から、2点、質問させていただきます。

比較表の1頁に、基本理念が示されています。現在の区域マスタープランは、基本理念として、「①定住を促進する都市基盤の整備・充実」、「③交流を促進する観光・レクリエーション機能の充実・強化」の文言が示されていますが、今回の案は、こういった文言がなく削除されていることから、考え方が変わってしまったのかどうかをお伺いしたいと思います。

次に、21頁に、主要な緑地の配置の方針が示されています。この中の③防災システムの配置の方針について、現在の区域マスタープランは、「潮害、飛砂防備に機能する海岸林」という文言がありましたが、今回の案は、こうした文言がなくなっています。今後、潮害や飛砂防備に対する対応は、いらないと考えているのかを教えてくださいたいと思います。

○ 事務局

この件に関しましては、以前、お話をお伺いしており、県に報告をさせていただいた経緯がございますので、ご説明させていただきます。

1頁の基本理念につきましては、袋井市と森町の総合計画や都市計画マスタープランとの整合を図り、設定させていただいているものであります。ご指摘の内容について、消えてしまったものではなく、案の基本理念のなかに包含されているものとして、御理解いただきたいと伺っております。

次に、21 頁の③防災システムの配置の方針につきましては、今回、法で定められる緑地を例示して記述しておりますので、ご指摘の内容につきましては、「保安林区域等」の表記に包含されるものとして御理解いただきたいと、県からお伺いしております。

○ ■■委員

県のご意見は分かりましたが、これまで、明確に示されていた文言が、包含されてしまったということは、なかなか難しく思います。地域としての特性をしっかりと捉え、継続して載せていくことが重要であると思います。基本理念については、現在、少子化の時代でありますので、観光やレクリエーションによる交流の促進が重要になってくると思います。こうした文言がなくなるということは、これまで記載されていた内容が薄まってしまい、どうかと思います。

○ 事務局

浅羽地域の海岸林につきましては、9 頁の⑥の下に、「浅羽海岸については、県立自然公園及び保安林により、海岸環境を保全する。」という表記になっていますが、現在の区域マスタープランでは、海岸景観を保全するという表記であり、今回の案では、景観も含めたより広い表現になっておりますので、ご了解いただきたいと思います。

次に、■■委員から、「緑地等」の等が入ることによって数値等が変わってくるのかというご質問がございました。緑地等には、緩衝緑地、都市緑地、緑道、都市林が含まれております。中遠広域区域マスタープランで対象となるものとしては、都市緑地と緑道がございまして、住民 1 人あたりの面積は、4.2 m² となっております。このうち、緑道を除きますと、0.09 m²、約 0.1 m²が減少する状況になろうかと思っております。

○ 会長

ほかにご質問ありませんか。

ないようですので、「報告事項 第 1 号 中遠広域都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（最終案）について」は、以上とさせていただきます。

次に、「報告事項 第 2 号 袋井駅南北自由通路の新設及び橋上駅舎化に伴う都市計画決定について」を議題とします。

事務局から説明をお願いいたします。

○ **事務局**

(説明)

○ **会長**

ありがとうございました。ただいま「報告事項 第2号 袋井駅南北自由通路の新設及び橋上駅舎化に伴う都市計画決定について」、事務局から説明がありました。

これについて、ご質問、ご意見がございましたら、お願いします。

○ **■■委員**

2点ほど質問させていただきます。

9頁5行目の「自由通路を都市計画決定した道路に位置づけることなどにより、有利な補助制度や、社会資本整備交付金、合併特例債などを有効活用することで、無理のない財政計画による事業推進を見込んでいます。」について、質問させていただきます。

この駅のコンコース以外の部分の扱いについて、通路とした場合と、道路とした場合、どのように違うのかを教えてくださいたいと思います。

次に、7頁に「他地域における合併特例債の充当事例」がありますが、旧袋井市の財政力指数は、1.0を超えていて、旧浅羽町の財政力指数は、0.6いくつで、結果、不交付団体に該当すると思うのですが、不交付団体に合併特例債は、活用できるのでしょうか。

また、袋井市と浅羽町は、平成17年に合併しましたので、合併特例債は、平成17年から27年までの活用となります。駅舎の計画が、平成27年を超えてしまった場合は、合併特例債は活用できるのか。合併特例債を活用できるとすれば、それは、事業締結した場合か、それとも事業着手した場合かを教えてくださいたいと思います。

○ **事務局**

最初のご質問であります。従前は、道路として取扱うことができませんでしたので、まちづくり交付金の対象事業として、事業費の40%の補助を見込んでおりました。今回は道路として取扱い、社会資本整備交付金の対象事業とすることで、事業費の55%が補助対象となりますので、補助率が15%上がること

となります。

次に、合併特例債についてであります。これは、事業が始まると同時に、借入が可能になりますことから、事業開始した時点で借入することとなります。

次に、財政力指数についてであります。財政課に確認したところ、公債費は、借入後、一時返済を据え置く場合と、借入後、すぐに返済する場合がございます。合併特例債につきましては、借入後、据え置きなく、すぐに返済し、基準財政需要額の算定に入れていきたいという話をいただいています。

これにより、合併特例債による借入の金額は、基準財政需要額に算定されますので、交付団体・不交付団体といったことに影響が出てくると思われれます。

なお、財政課と話をしたなかでは、近年、税収が落ちていることや国が定める係数等により、不交付団体になるといった話は、特にでておりませんでした。

○ 事務局

補足事項として、道路にした場合と、通路にした場合との違いについて説明させていただきます。平成 21 年 6 月に国が定めた要綱では、基本的に道路として取扱うこととされております。また、駅ビル開発などの一体的な整備など、鉄道事業者の意向によりやむをえない場合は、通路として取扱うといった趣旨になっております。袋井市としましては、要綱に示されたとおり、道路として取扱うこととしたいと考えております。

なお、道路として扱いますと、道路にかかる建物は、移転・物件補償費の対象となり、通常の道路整備として充当することができます。また、従前、考えていたまちづくり交付金よりも、より有利な社会資本整備交付金の活用ができるということになります。

今後、要綱に沿った覚書に基づき、都市計画決定の事務処理をしてまいりたいと考えています。

○ ■■委員

ありえないと思いますが、事業が平成 27 年を超えてしまい、合併特例債が活用できなくなった場合、市単独で起債しなければならなくなります。この事業は、合併特例債を有効活用できることから、進めてきました。もし、合併特例債が活用できない場合、この事業を推進していくということによいか、このあたりを心配しております。

○ 事務局

御心配いただきありがとうございます。現在、平成 26 年の駅供用開始の覚書の変更をさせていただいたところでございます。市としましては、平成 26 年に駅の供用開始をするとともに、駅の南側広場の整備や北側広場の復旧作業などの残事業を行い、遅くとも、平成 27 年には完了すること予定しております。

合併特例債は、平成 27 年度までを対象としておりますので、この覚書の予定とおり期間内に事業を進めていきたいと考えています。

○ 会長

ほかにご覧いませんか。

○ ■■委員

駅前広場の都市計画決定の形が少し変わったかなと思います。従前の広場は廃止し、新たに広場を決定するというのでしょうか。

○ 事務局

図で豊田肥料と書かれている右側の 5 軒ほどの建物に、現在の県決定の広場がかかっております。土地区画整理を行った際に、現況とあわせて都市計画決定の変更をしていくところでございますが、何らかの事情により、当初の都市計画決定のままとなっております。これにつきましては、駅の自由通路の都市計画決定の図面の確認作業などを行うなかで、分かったものでございます。こちらに関係する建物の所有者の方には、1 軒ずつ訪問させていただいており、現状の都市計画決定の広場の位置が、建物にかかっているため、今回、現況にあわせて都市計画決定の変更していくことを事前にご説明させていただき、ご了解をいただいているところでございます。

こうしたことから、県決定の袋井駅森線と市決定の東通久能線の付け替えという言葉を使わせていただきましたが、県決定の広場を廃止し、新たに現状どおり、駅前広場を東通久能線に位置付けていくこととなります。

なお、J R 東海との協定広場になっておりますので、J R 東海にも確認をしております。

○ 会長

ほかにご覧いませんか。

ないようでございますので、「報告事項 第2号 袋井駅南北自由通路の新設及び橋上駅舎化に伴う都市計画決定について」の報告は、以上とさせていただきます。

本日、予定をいたしました、報告事項の2件につきましては、すべて終了しました。御協力ありがとうございました。後の進行は、事務局にお返しします。

○ **事務局**

ありがとうございました。

その他、資料提供といたしまして、「袋井駅南北自由通路の新設及び橋上駅舎化に関するアイデア募集の結果について」説明させていただきます。

○ **事務局**

(説明)

○ **事務局**

それでは、委員のみなさまにおかれましては、長時間にわたり御審議いただきありがとうございました。

会長におかれましては、会議の進行等、大変ありがとうございました。

なお、次回の都市計画審議会につきましては、平成23年1月18日の火曜日の午前中に予定しております。後日、正式に日時をお伝えしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、袋井市都市計画審議会を閉会させていただきます。

【午後3時10分：閉会】